

契 約 書 (案)

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務（以下「広告掲載業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、広告掲載業務を委託し、乙は、これを受託し、別紙「令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務仕様書」に基づき広告を掲載するとともに、甲に対して広告掲載料を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載料等）

第3条 広告掲載料、広告回数及び広告枠数等は、次のとおりとする。なお、広告枠の販売価格は、乙の任意とする。

（1）広告掲載料

広告掲載料は、 円とする。
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

（2）広告回数及び広告枠数等

ア 広報紙の広告の回数は令和8年5月、8月、10月、令和9年1月、3月号の5回とし、年間の総広告枠は30枠とする。ただし、分割枠及び連結枠について、1枠の広告枠を分割、若しくは、2枠を連結して掲載する場合の枠の数え方については、分割する場合は2分の1枠。連結する場合は2枠とする。

イ 県のウェブサイトへの広告の回数は、1か月単位で令和8年4月から令和9年3月の12回とし、1回当たり6枠を限度に年間の総広告枠は72枠とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除する。※契約保証金が免除される場合の例

第4条 秋田県財務規則第177条の規定による契約保証金の額を〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。 ※契約保証金を納付する場合の例

（契約事務の処理方法）

第5条 乙は、別に定める「令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、契約事務を処理するものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、契約事務の一部又は全ての処理を他に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 甲は、前項の規定による申請があったときは、乙に対して再委託先に関する資料の提出を求めることができる。

(第三者との紛争の処理)

第7条 掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙及び広告掲載依頼者がその紛争解決に当たるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、契約事務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、契約事務を処理するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙の契約事務の処理状況について、隨時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は契約事務の処理に関して、必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(契約金の納付方法)

第11条 乙は、広告掲載料を奇数月の末日までに、甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、広告掲載ができなかった場合でも、甲に納付しなければならない。
ただし、甲が事前に広告掲載を承認した広告主に突発的な不祥事等が発生し、甲が広告掲載の取り止めを要請した場合は、この限りではない。

(解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の契約事務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として甲に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木健太

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的でに提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承諾を得た再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

- 第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために

適切かつ必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して利用する個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
- 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も同様とする。以下同じ。）に対して、隨時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、秋田県が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）及び管理するウェブサイト（以下「美の国あきたネット」という。）に広告を掲載するために必要な事項を定めるものです。

2 業務内容

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告を作成する者（以下「事業者」という。）は、この仕様に定めるもののほか、「秋田県広告事業実施要綱」（令和5年1月30日施行）及び関係法令等を遵守の上、広告を作成した完全版下原稿又はデータを電子メール又はCD-R等の記録媒体で県が指定する場所に納めるものとします。

3 広告媒体の種類

(1) 広報紙

ア 規格	「秋田県広報紙」 A4判 カラー 8ページ
イ 発行日	令和8年5・8・10月、令和9年1・3月の1日 年5回
ウ 配布地域	秋田県内全戸配布
エ 発行部数	各回407,000部

(2) 美の国あきたネット

ア URL	美の国あきたネット (https://www.pref.akita.lg.jp)
イ 月間アクセス数	約10万6千アクセス (令和7年4月～12月実績の平均)

4 広告の規格等

(1) 広報紙

ア 掲載場所及び枠数

1回当たり、県が指定するページの記事下4枠及び表紙裏2枠の計6枠を基本とし、年間の最大掲載枠数は30枠（6枠×5回）とします。ただし、枠数の増減がある場合は、別途協議します。

イ 広告枠のサイズ

(ア) 記事下4枠

1枠を縦60mm×横180mmとします。ただし、1枠を分割して2枠として掲載する場合は、縦60mm×横88.5mmとします。

(イ) 表紙裏2枠

1枠を縦120mm×横90mmとします。ただし、2枠を結合して1枠として掲載する場合は、縦120mm×横183mmとします。

(2) 美の国あきたネット

ア 掲載場所及び枠数

1か月当たり、トップページの下部中央6枠を基本とし、年間の最大掲載枠数は72枠（6枠×12か月）とします。ただし、枠数の増減がある場合は、別途協議します。

イ 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とします。

ウ 広告枠のサイズ及びデータ形式等

(ア) サイズ

1 枠当たり縦 120 ピクセル×横 400 ピクセルとします。

(イ) データ形式

JPEG 又は GIF ファイルとします。

(ウ) データ容量

20 KB 程度とします。

(3) 同一の広告主による掲載

同一の広告主による広告の掲載について、広告内容が同じ広告を同一号又は同月の複数枠として掲載することはできません。ただし、広報紙は、広告内容が異なる場合であって、広告枠を分割し又は結合して掲載するときは掲載可能です。

5 募集方法

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告を募集する方法を定め、広告を希望する広告主などに広く周知するようにしてください。

6 広告掲載の予定価格等

広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告の価格は、それぞれ区別することなく、事業者が一般競争入札により最高価格で落札した価格に消費税額を加えた金額を年間 6 回に分割し、2 か月ごとに納付していただきます。

また、事業者は、納付していただく金額とは別に、広報紙及び美の国あきたネットに掲載する広告の価格をそれぞれ任意に設定できるものとします。

7 広告主の優先順位

広告主の優先順位は、次のとおりとします。

(1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するもの

(2) 営利を目的としない法人

(3) 公共的性格のある私企業で、県内に事業所等を有するもの

(4) 県内に事業所等を有する私企業又は自営業で県が適当と認めるもの

(5) 県外に事業所等を有する私企業又は自営業で県が適当と認めるもの

ただし、広告枠に余裕があり上記(1)から(4)までに該当する広告主がない場合とします。

8 広告の範囲

(1) 掲載する広告は、行政広報の公共性、品位、信頼性等を損なうおそれがなく、県民に不利益を与える、いかなる第三者の権利も侵害しないものとします。

(2) 掲載する広告が次のいずれかに該当する場合は掲載しません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

カ 不当な比較広告又は誹謗、中傷等により営業妨害となるおそれがあるもの

キ 消費者のトラブルの未然防止のため、不適当と認められるもの

- ク 社会問題その他についての意見広告
- ケ 個人の氏名広告
- コ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- サ その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

9 広告の内容及び体裁

読者、閲覧者への配慮の観点から次の項目を満たすものとします。

(1) 広報紙

- ア 広告枠の線の太さは「細線」とします。
- イ 広告枠内には「広告」と表示してください。地の色は白色、文字は黒色のゴシック体11ポイントで外側を実線で囲んでください。
- ウ 「広告」と表示する場所は、広告枠の右下の隅を原則としますが、デザインによりできない場合は、左下の隅とします。
- エ 使用できるフォントサイズは、100ポイントを上限とします。
- オ 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザインとしてください。
- カ 広告の対象となる商品、サービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現はしないでください。

(2) 美の国あきたネット

ア 広告の禁止表示

- (ア) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの
 - (イ) 県の情報と錯誤するおそれのある表現や画像
 - (ウ) イメージ等が点滅する画像
- イ 閲覧者にとって見やすい配色、レイアウト、デザインとしてください。

10 広告の作成等

(1) 事業者は、広告の内容等について、次に定める期限を厳守して県と協議の上、広告作成業務を行ってください。事業者から協議のあった内容について県が不適当であると認めた場合は、広告の差替え又は内容の修正を求めます。

ア 広報紙

- (ア) 事業者は、広告掲載月の前々月の15日まで広告主及び内容について、県と協議してください。
- (イ) 県は全ての広告主及び内容について協議を受けてから、その掲載の可否について事業者に回答します。
- (ウ) 事業者は、広告掲載月の前月の1日までに広告のデザイン、配色、文字のサイズ等について県と協議し、完全版下原稿を県が指定するソフトウェアにより作成し、電子データを指定する場所に納品してください。
- (エ) 事業者は、色校正について県が提示する原稿の内容を確認していただきます。

イ 美の国あきたネット

- (ア) 事業者は、広告掲載月の前月の20日まで広告主及び内容について、県と協議してください。
- (イ) 県は、全ての広告主及び内容について協議を受けてから、その掲載の可否について事業者に回答します。
- (ウ) 事業者は、広告掲載月の前月の25日までに広告のデザイン、配色、文字のサイズ等について県と協議し、完全版下原稿を県が指定するソフトウェアにより作成し、電子データを指定する場所に納品してください。

(2) 広告の作成に関する費用は、事業者が負担してください。

11 その他

- (1) 広報紙の広告掲載業務の実施に当たっては、秋田県広報紙の発行について、円滑かつ効率的に県内の各世帯に届けることに主眼を置き、広報紙の企画制作、印刷配送及び配布の各業務について連携して行うものとします。
- (2) 広報紙及び美の国あきたネットに広告を掲載するために必要な県の業務のうち、秋田市の世帯配布分に係る広報紙配布業務及びウェブサイトの運用保守業務については、令和8年度当初予算の成立を前提として当広告掲載業務契約の手続を進めるものです。
- (3) その他この仕様書にない疑義が生じた場合は、協議して定めます。